

令和5年4月1日

安全への取り組み

有限会社中京交通

有限会社中京交通は、平成18年10月の運輸安全マネジメント導入に伴い旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

1.輸送の安全に関する基本的な方針

『安全を最優先とし、お客様に対して最高の輸送サービスを提供致します』

経営トップは、社員からの安全に関する声に耳を傾け、現場の状況を確実に把握し、全社員に対して、我々旅客輸送を担う者は『輸送の安全確保』が絶対的責務であるという意識を徹底させます。

常に安全確保を追求し、更なる安全確保を求めて行く事業経営を図ります。

2.輸送の安全に関する重点施策

- ① 輸送の安全確保が最重要であるという意識を徹底し、安全管理規程に定められた事項及び関係法令を遵守致します。
- ② 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置と予防措置を講じます。
- ③ 輸送の安全に関する情報連絡体制を確立し、社内に於ける必要な情報を伝達、共有致します。
- ④ 輸送の安全に関する教育や研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実行する事により、社員と会社の更なるレベルアップを図ります。
- ⑤ 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的にかつ効率的に行うよう努めます。

3.事故に関する統計

令和4年度実績 0件

(令和4年度重大事故 0件、令和4年度軽微事故 0件)

上記内訳

(有責事故) 令和4年度 0件

(他責事故) 令和4年度 0件

(人身事故) 令和4年度 0件

(物損事故) 令和4年度 0件

(車内事故) 令和4年度 0件

4.輸送の安全に関する目標及び前年目標の達成状況

令和5年度輸送の安全目標（有責事故のみ）

人身事故 0件

物損事故 0件

令和4年度発生事故件数実績（有責事故のみ）

人身事故 0件

物損事故 0件

5.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置（投資等）

投資計画は年間計画では無く事案発生時に個別に対応している。

- ・ドライブレコーダーの及びデジタコ取り付けを行い、法定速度遵守等の安全運行教育に活用
- ・車両フラツキ、車間距離警報装置、衝突被害軽減ブレーキシステム等、安全装置の設置
- ・ヒヤリハット情報の収集
- ・普通救命講習の受講
- ・貸切バス安全性評価認定制度の認定継続

6.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

安全運行への教育（国土交通省の運転手に対する指導監督指針に基づき毎月実施）、事故防止委員会（ヒヤリハット情報の共有等を年6回実施）、冬季シーズン前講習（年1回実施）、社外の安全運転講習に参加。

7.安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者 取締役（運行担当役員） 野中 大樹

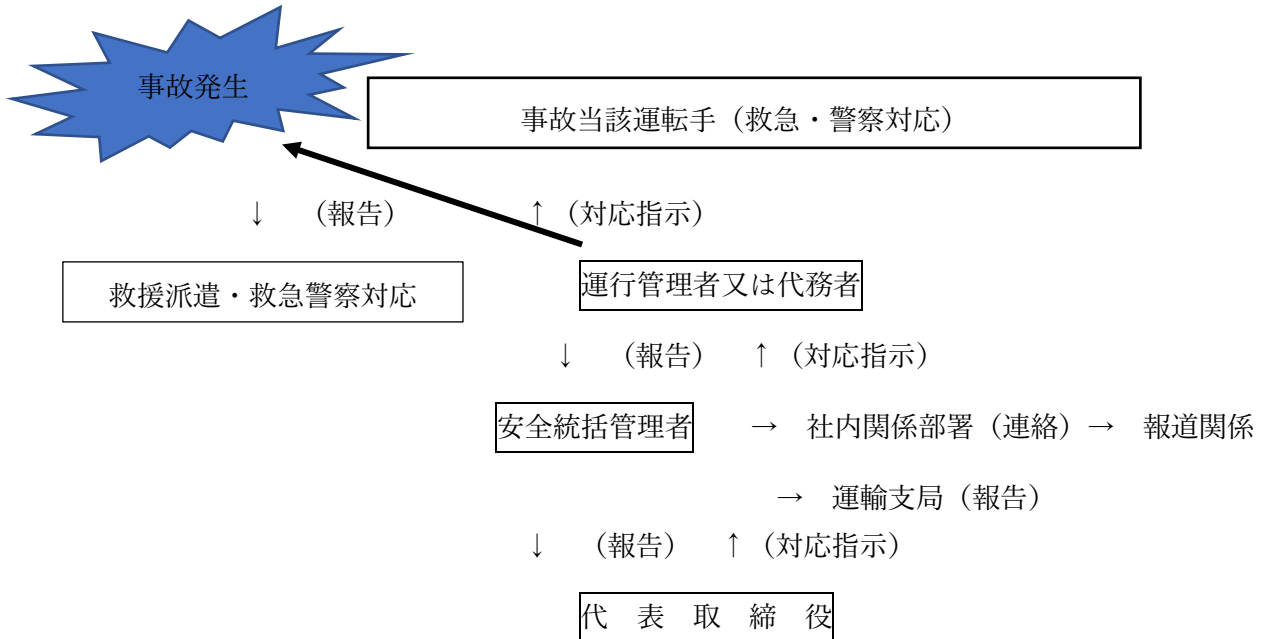
8.緊急事態発生時の連絡体制

緊急事態発生時の対応について

次の事故が発生した場合、24時間以内に京都運輸支局に報告をする。

- ①自動車が転覆し、転落し火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの。
- ②死者又は重傷者を生じたものであって次に掲げるもの
 - ア 一人以上の死者を生じたもの
 - イ 五人以上の重傷者を生じたもの
 - ウ 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの
- ③十人以上の負傷者を生じたもの
- ④酒気帯び運転があったもの

緊急連絡体制



9.輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

輸送の安全に関する計画の実施状況を随時確認するとともに、年1度各項目に対して適正に実施されているか内部監査いたします。

以上